

裁判官認印

令和2年特(ワ)第858号等

打合せメモ (第1回)

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社 大 川 原 正 明 相 嶋 静 夫 島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反, 関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 2 年 1 0 月 5 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 所 書 記 官	長 谷 川 健 夫
検 察 官	加 藤 和 宏
弁 護 人	小 林 貴 樹 (主任)
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

争点の確認

裁判官

本件争点は、①本件噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件を満たすか(客観面)、②被告人ら

は、本件噴霧乾燥器が、本件改正法による規制対象に含まれるものと認識していたか（主観面）の2点という理解でよい。

検察官及び弁護人ら

そのとおりである。

争点①について

検察官

検察官の主張は、証明予定事実記載書2に記載のとおりである。現在請求している証拠をすべて取り調べてもらえれば十分立証できると考えている。検察官としては、弁護人らの主張の根拠が分からない。

弁護人ら

弁護人らが独自に実施した実験結果等に基づくものである。10月19日頃までに、予定主張記載書面(1)に記載した事実を証明するための証拠として請求する。

検察官

弁護人らから上記証拠の開示を受けた上で、追加の主張立証が必要か検討する。

争点②について

検察官

検察官としては、被告人らの認識に関しては、2つのレベルの認識を立証する予定である。第1段階は、事実としての客観的性能に関する認識を被告人らが有していたこと、第2段階は、法改正の過程におけるやり取りを経て、規制対象に含まれる認識を被告人らが有していたことである。前者が事実認識としての故意であり、後者が違法性の意識である。故意の立証としては、前者が中心となる。10月27日頃までに証拠構造型の証明予定事実記載書面を提出する。

弁護人ら

上記書面においては、検察官の言う「客観的性能」の内容を具体的に
明示していただきたい。

検察官

承知した。

今後の進行について

裁判官

今回は、11月9日（月）午前10時00分から午前11時00分ま
で打合せを行うこととしたい。

検察官及び弁護人ら

承知した。

令和2年10月8日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官 長谷川 健 未